鈴鹿市告示第２２４号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第１項の規定に基づき、市道の区域を次のとおり変更し、及び告示する。

なお、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年１１月１１日

鈴鹿市長　末　松　則　子

路線名：住吉一丁目２７２号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
住吉一丁目 7058 番 279 地先から	旧	51.5	2.0～2.1
住吉一丁目 7058 番 296 地先まで	新	51.5	3.2～4.0

路線名：住吉一丁目２７３号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
住吉一丁目 7058 番 313 地先から	旧	18.0	2.0
住吉一丁目 7058 番 314 地先まで	新	18.0	3.2～4.0

路線名：住吉一丁目２７４号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
住吉一丁目 7058 番 301 地先から	旧	36.8	2.0～2.1
住吉一丁目 7058 番 304 地先まで	新	36.8	3.2～4.0

路線名：稲生塩屋一丁目２８８号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
稲生塩屋一丁目 1184 番１地先から	旧	15.6	1.8～3.5
稲生塩屋一丁目 1181 番地先まで	新	15.6	3.1～4.0

路線名：伊船１４６号線

区域変更区間	旧新の別	延長（m）	幅員（m）
長澤町字柳壺 1365 番３地先内	旧	12.0	1.9～3.3
	新	12.0	2.9～4.0